

就学支援金第Ⅱ期(R6.7月～R7.6月)の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、受給資格を満たす生徒に対し、国が授業料を支援する制度です。なお就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

令和5年度新入生からオンライン申請がスタートしており、生徒・保護者が各自で就学支援金オンラインシステム「e-Shien」にて申請手続きを行うこととなります。

希望者は、新入生オリエンテーションで配付のID・パスワードを使用し、各自e-Shienにて申請手続きを行ってください。申請手続きに進めない場合は、下記担当へご連絡ください。

申請を希望しない方は、引き続き授業料の納入をお願いします。

受給資格	◆親権者(保護者)全員の「令和6年度課税標準額×6%―市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満の世帯 ※目安として世帯年収が910万円未満の世帯。 (あくまで目安です。その年の年収やご家庭の状況により課税標準額の変動があるので、対象になるかわからない方は、一先ず就学支援金を申請することをおすすめします。)
申請方法	【参照】 ◆裏面フロー図「就学支援金オンライン申請について(受給資格認定申請)」 ◆別紙「高等学校等就学支援金オンライン申請の案内チラシ」 【備考】 ◆各自でオンライン申請を行うため、紙書類の提出はありません。但し、下記の場合は紙書類の提出が必要となります。 ○フロー図A2に該当する場合…申請書類一式を提出 ○フロー図A5に該当する場合…マイナンバーを確認できる書類を提出 ○フロー図A6に該当する場合…保護者のR6年度課税証明書を提出 ○保護者が、親権者ではなく主たる生計維持者の場合 …生徒本人の健康保険証(写)を提出 ○その他沖縄県教育庁教育支援課より提出を求められた場合
申請期間	◆令和6年7月1日～令和6年7月19日 7月分より受給希望の場合は、期間中に申請してください。正当な理由無く遅れた場合は、授業料を納めることになります。
支給額	◆月額9,900円(国→県→学校→授業料に充当)
留意事項	◆就学支援金の受給資格審査は教育支援課にて行います。認定されなかった場合、授業料を7月分から遡って納めなければなりません。 ◆税未申告の場合、課税額の確認ができません。令和5年分収入の確定申告を至急行ってください。 ◆保護者の死別・離婚・再婚等により受給要件に変更が生じた場合は、速やかに学校へ連絡してください。 ◆所得制限により就学支援金対象外の者が、家計急変の要件を満たす場合、就学支援金を受けられる可能性があります。別添チラシをご覧のうえ、希望者は開邦高校事務室へご連絡ください。1次審査申請書類をお渡しします。 ※家計急変制度は2段階審査(1次:事由審査、2次:収入審査)です。 ※沖縄県立高校では、家計急変制度は紙申請となります。

フロー図

就学支援金第Ⅱ期オンライン申請について(受給資格認定申請)

開邦高等学校

